

# 山地治山事業の拡充

(総合的な流木災害防止対策事業)

## 1 趣旨

近年、台風等に伴う集中豪雨により山腹崩壊、土石流等が発生し、これに伴い溪流沿いの立木が流木となって流下し、下流域の集落や人家等に被害を与える災害が増加している。

このため、山地災害の危険から住民等を守り、安全で安心できる生活環境を創出するため、崩壊地、荒廃溪流の復旧や流木の流出を防止するための治山施設の整備を実施するのに併せて、溪流沿い等に所在する機能低位な保安林について治山施設と一体的に整備し、効果的・効率的な流木災害防止対策を実施する。

## 2 事業内容等

### (1) 事業内容

山地治山事業において、治山施設の整備による崩壊地等の復旧整備を実施する際、豪雨等により発生した崩壊地等から倒木等が流出し、下流に被害を与えるおそれのある箇所を対象として、治山施設の整備と併せて溪流沿い等の森林整備（本数調整伐等）を一体的に実施する。（なお、当事業で行う流木等の除去についても、従来通り施設整備と一体的に実施する場合に限る。）

### (2) 採択基準

施設整備と併せて森林整備を行う際の事業規模要件については、以下の通りとする。

(復旧治山)	1 施工箇所の事業費	全体計画	8,000万円以上
(予防治山)	1 施工箇所の事業費	年度計画	山腹 1,000万円以上 溪流 1,700万円以上

## 3 実施主体 都道府県

## 4 補助率

1/2（火山地域にあつては5.5/10）

## 5 科目

(目) 治山事業費補助  
(目細) 山地治山

## 6 平成18年度概算決定額

34,178,000千円の内数

【林野庁治山課】